

3 休猟区の指定

(1) 方 針

狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため、休猟区を指定し、狩猟鳥獣の自然増殖を促進するとともに、本県の主な狩猟鳥獣であるキジ及びヤマドリについては放鳥によっても増殖を進め、狩猟の永續を図るものとする。また、指定に当たっては各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するとともに、休猟区1箇所当たりの面積が、できる限り1,500ha以上となるようにするものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第7表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考	
平成14年度	東津軽郡今別町	今別	2,130ha	3年		
	黒石市	大川原	1,520	3		
	南津軽郡平賀町	善光寺平	2,410	3		
	三戸郡三戸町	貝守	2,560	2		
	北津軽郡市浦村	太田	2,301	3		
	十和田市	伝法寺	1,229	3		
	上北郡下田町	向山	1,727	3		
	むつ市	釜臥山	2,550	3		
	川内町	高野川	2,100	3		
	西津軽郡梁浦町	風合瀬	2,075	3		
	西津軽郡車力村	車力	1,980	3		
	計	11箇所	22,582			
	平成15年度	青森市	西田沢山	1,500	3年	
		東津軽郡蓬田村	阿弥陀川	1,220	3	
南津軽郡浪岡町		高頭森山	1,960	3		
南津軽郡碓ヶ関村		久吉	2,430	3		
三戸郡階上町		道仏	1,525	3		
三戸郡倉石村、新郷村		又重	1,886	2		
北津軽郡金木町		喜良市	4,006	3		
三沢市		淋代	1,169	3		
上北郡東北町		徳万館	1,161	3		
上北郡六戸町		折茂	1,952	3		
西津軽郡鱒ヶ沢町	西岩木山	1,660	3			
計	11箇所	20,469				

平成16年度	青森市 南津軽郡碓氷川村 南津軽郡平賀町 三戸郡三戸町 三戸郡田子町 三戸郡南郷村 北津軽郡中里町 上北郡天間林村 上北郡野辺地町 下北郡東通村 西津軽郡岩崎村	東岳 御飯屋嶽 白手山 梅内 石亀 大森 宮野沢 蒼前 目ノ越 白糠 黒崎	2,160 1,600 1,280 2,086 1,843 1,945 2,647 1,208 1,000 1,800 2,075	3 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3	
計		1 1箇所	19,644	3	
平成17年度	東津軽郡蟹田町 中津軽郡岩木町 弘前市 三戸郡新郷村 三戸郡五戸町、八戸市 北津軽郡金木町 上北郡上北町 上北郡六ヶ所村 下北郡川内町 西津軽郡木造町 西津軽郡森田村	大平 四兵衛森 土筆森 田茂代 切谷内 小田川 新山 泊 松川 西高野山 森田	2,250 2,290 2,086 1,934 1,772 3,490 1,197 1,993 3,750 1,928 1,125	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
計		1 1箇所	23,815	3	
平成18年度	青森市 青森市 中津軽郡相馬村 南津軽郡大鰐町 三戸郡階上町 三戸郡名川町 五所川原市 上北郡七戸町 上北郡十和田湖町 西津軽郡鱒ヶ沢町	後潟 孫内 柏森 十和田山 金山沢 島吉内 石田坂 倉岡 法量 ノサ坂岱	1,190 1,720 2,230 1,665 1,992 2,567 1,319 1,866 1,500 1,450	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
計		1 0箇所	17,499	3	
合 計		5 4箇所	104,009		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

新設又は存続期間を更新する鳥獣保護区、指定する特別保護地区等の境界線が明らかになるよう標識等を設置するほか、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
標識類の整備	鳥獣保護区10か所 特別保護地区1か所 案内板 1基、標札55枚	鳥獣保護区 7か所 案内板 1基、標札35枚	鳥獣保護区 9か所 案内板 1基、標札 40枚	鳥獣保護区 7か所、特別保護地区 1か所 案内板 1基、標札 40枚	鳥獣保護区 9か所 案内板 1基、標札40枚
管理棟等の整備					

(第8表)

② 生息環境の整備・改善事業、利用施設の整備

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
営巣、給餌環境の整備・改善事業	阿蘭羅 巣箱 30個 左組 巣箱 30個、餌木植栽 15本 金屋 巣箱 20個	舟岡 巣箱 20個、餌木植栽 25本 上市川 巣箱 20個 薬研 巣箱 30個	葛川 巣箱 10個 田子 巣箱 30個 上北町 巣箱 20個、餌木植栽 25本 十二湖 巣箱 30個	野木和 巣箱 20個 梵珠 巣箱 30個、餌木植栽 25本 田茂木 巣箱 30個	水木在家 巣箱 15個 五戸 巣箱 30個 十美岡 巣箱 30個、餌木植栽 25本 大 利 巣箱 20個
給餌、給水施設の整備	左組 給餌台 3個	薬研 給餌台 3個	上北町 給餌台 3個	梵珠 給餌台 3個	十美岡 給餌台 3個
観察台、観察路等の整備		今別八幡宮 観察路			

(第9表)

③ 調査、巡視等の計画

(第10表)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理箇所数	2	2	2	2	2
管理員等人数	延べ112人	延べ112人	延べ112人	延べ112人	延べ112人
管理のための調査の実施	平滝沼、岩木川鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	市浦、西赤石山鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	蟹田、平・森石川鳥獣保護区 生息環境調査	大湊、田茂木鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査	岩木川沼、田光沼鳥獣保護区 渡来数及び生息環境調査

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方 針

主要な狩猟鳥獣で減少が進んでいるキジ及びヤマドリを増殖を図るため、養殖業者に対し、人工養殖技術の巡回指導及び講習会の開催等を行うものとする。また、キジについては、放鳥計画に対応する生産量が確保できるように計画的な生産指導を行うものとする。

(2) 人工増殖計画

(第11表)

年 度	絶 滅 の お そ れ の あ る 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣 名	指 導 方 法	備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法			
平成14年度			キ ジ	1 指導の相手方 ① 養殖業者等 2 指導方法 ① 巡回指導	※ 狩猟団体による放鳥 計画
平成18年度			ヤマドリ	3 指導内容 ① 亜種間交雑防止等に関する助言 ② 放鳥方法等	

2 放鳥獣

(1) 方針
 これまでキジ及びヤマドリが増加を図るため、放鳥計画に基づきキジ及びヤマドリの放鳥を行ってきたが、引き続き、これらの増加を図るため、放鳥を実施するものとする。また、放鳥する場所については、その場所がキジ及びヤマドリの生息場所であること、その場所の自然環境等を勘案して決定するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表)

種類名	放鳥の地域	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽		
キジ	鳥獣保護区 休猟区 計	日令(雄鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日令(雄鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日令(雄鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日令(雄鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日令(雄鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 400	日令(雄鳥) 25箇所 120日 50箇所	500 2,000
		日令(雌鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日令(雌鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日令(雌鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日令(雌鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日令(雌鳥) 5箇所 120日 10箇所	100 450	日令(雌鳥) 25箇所 120日 50箇所	500 2,250
		計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	30箇所 1,050	計	150箇所 5,250
ヤマドリ	鳥獣保護区 休猟区 計	日令120日 4箇所	90	日令120日 4箇所	90	日令120日 4箇所	90	日令120日 4箇所	90	日令120日 4箇所	90	日令120日 20箇所	450
		計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	4箇所 90	計	20箇所 450

(第13表)

種類名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		備考
	委託生産 購入	その他	委託生産 購入	その他	委託生産 購入	その他	委託生産 購入	その他	委託生産 購入	その他	
キジ	羽 1,050	羽	羽 1,050	羽	羽 1,050	羽	羽 1,050	羽	羽 1,050	羽	
ヤマドリ	90		90		90		90		90		

第4 有害鳥獣捕獲に関する事項

1 被害防除に関する基本方針
 鳥獣による農林作物等への被害は県内一円に発生しているが、特に中山間地域での二ホンザル及びヒカワ類による被害が顕著である。また、都市及びその周辺地域ではカラアヌ類による被害が増え、生活環境への影響や生態系への影響が懸念されている状況にある。このため、鳥獣による被害発生のおそれのある地区ごとの被害状況、農林作物の作付状況、鳥獣の生息状況の推移を勘案して、有害鳥獣、農林水産物、生活環境、生態系への被害・影響の種類、発生地域及び発生時期の予察を行い、効果的な防除方法を検討し、市町村、農林業者団体、狩猟者団体及び学識経験者等の関係機関との連携の下、被害防除施設等の整備が総合的に推進されるよう努めるとともに、これらの被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に、被害の実態を的確に把握して、適期に、迅速、かつ、適正に実施するよう指導、助言するものとする。

2 鳥獣による被害発生予察表の作成
 (1) 予察表

(第14表)

有害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カラアヌ類	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀															青森市、蓮田村、弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、尾上村、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ淵村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、名川町、南部町、福地村、八戸市、倉石村、五所川原市、碓柳町、金木町、鶴田町、市浦町、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、百石町、川内町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所市、むつ市、川内町、木造町、深浦町、森田村、柏村、稲垣村、重力村	生活環境
ヒカワ類	稲、雑穀、畑作物															青森市、蓮田村、弘前市、黒石市、岩木町、西目屋村、藤崎町、尾上村、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ淵村、八戸市、南部町、福地村、倉石村、五所川原市、碓柳町、金木町、中里町、市浦村、十和田市、三沢市、七戸町、百石町、川内町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所市、むつ市、川内町、東通村、木造町、深浦町、森田村、柏村、稲垣村、重力村	
ムクドリ	果樹、野菜															岩木町、相馬村、西目屋村、大鱈町、名川町、南部町、倉石村、中里町、稲垣村	
スズメ	稲、雑穀、果樹															青森市、蓮田村、田舎館村、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、天間林村、むつ市、川内町、深浦町、稲垣村	
ハト類	稲、豆類、飼料作物、野菜															蓮田村、弘前市、八戸市、五所川原市、金木町、市浦村、三沢市、七戸町、百石町、上北町、東北町、天間林村、川内町、稲垣村	
トビ	航空機															青森市、八戸市	航空機航行障害
三ホンザル類、雑穀等	稲、いも類、果樹、野菜、豆															今別町、平館村、弘前市、岩木町、相馬村、西目屋村、大鱈町、碓ヶ淵村、むつ市、川内町、大畑町、岩崎村、碓ヶ淵村、脇井村、脇野沢村、懸ヶ沢町、深浦町、岩崎村	
ツキノワグサ	飼料作物、果樹、野菜、稲、いも類、造林木															弘前市、岩木町、相馬村、西目屋村、大鱈町、平賀町、碓ヶ淵村、三戸町、五戸町、田子町、野辺地町、七戸町、碓柳町、上北町、東北町、六ヶ所市、むつ市、川内町、大畑町、大畑町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村、懸ヶ沢町、深浦町、岩崎村	人畜
二ホンカモシカ	豆類、野菜、いも類、雑穀、稲、造林木															むつ市、川内町、大畑町、風間浦村、佐井村、脇野沢村、岩崎村	
ノウサギ	果樹、野菜、造林木等															青森市、弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、倉石町、七戸町、碓柳町、むつ市、木造町、森田村	

(2) 被害発生予察地図

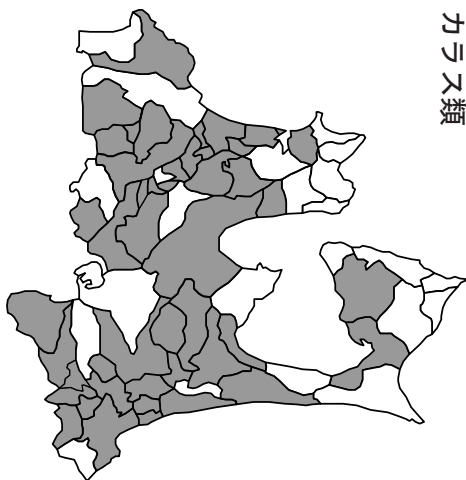
市町村名	鳥獣名						
	カラス類	カモ類	タカ	スズメ	ハト類	ヒヨコ	ニホンザル
青森市	○	○		○		○	
平内町							
蟹田町							
今別町						○	
蓬田村	○	○		○			
平館村						○	
三厩村							
弘前市	○				○		○
黒石市	○	○			○		○
岩木町	○	○			○		○
相馬村	○	○			○		○
西目屋村	○	○			○		○
藤崎町			○				
大鰐町					○		○
尾上町	○	○					
浪岡町							
平賀町	○	○					○
常盤村	○	○					
田舎館村	○	○		○			
碓ヶ関村	○	○			○		○
八戸市	○	○		○	○		
三戸町	○						○
五戸町	○						○
田子町	○						○
名川町	○			○			
南部町	○			○			
階上町							
福地村	○						
南郷村	○						
倉石村	○		○				
新郷村							

市町村名	鳥獣名						
	カラス類	カモ類	タカ	スズメ	ハト類	ヒヨコ	ニホンザル
五所川原市	○	○			○		
板柳町	○	○					
金木町	○	○			○		○
中里町				○			
鶴田町	○						
市浦村	○				○		
小泊村	○						
十和田市	○	○		○			
三沢市	○	○			○		
野辺地町	○						○
七戸町	○	○			○		
百石町	○	○					
十和田湖町							
六戸町	○	○					○
横浜町							
上北町	○	○			○		
東北町	○	○			○		
下田町	○	○					
天間林村	○	○		○			
六ヶ所村	○	○					○
むつ市	○	○			○		
川内町	○				○		
大畑町					○		
大間町					○		
東通村					○		
風間浦村					○		
佐井村					○		
脇野沢村					○		
鱒ヶ沢町					○		
木造町	○	○					
深浦町	○	○		○			○
森田村	○	○					
岩崎村	○	○				○	
柏村	○	○					
稲垣村	○	○					
車力村	○	○					

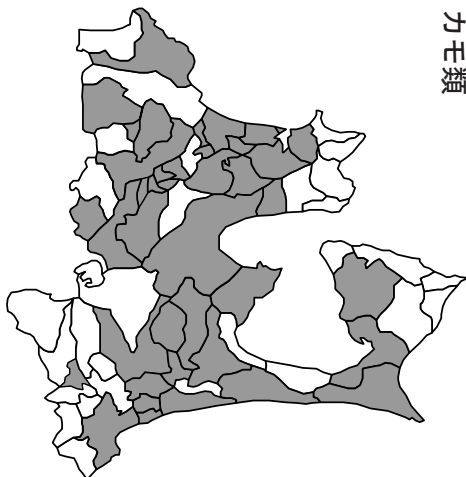
※ ○の付いている市町村は、県農林水産部農林水産政策課及び林政課等の調査に基づき平成8年度から平成12年度までにおいて鳥獣による農林作物等の被害の発生が確認されているものである。

被害発生地域

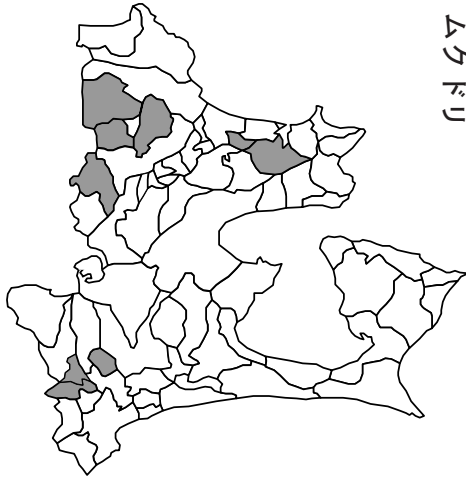
カラヌ類



カネ類



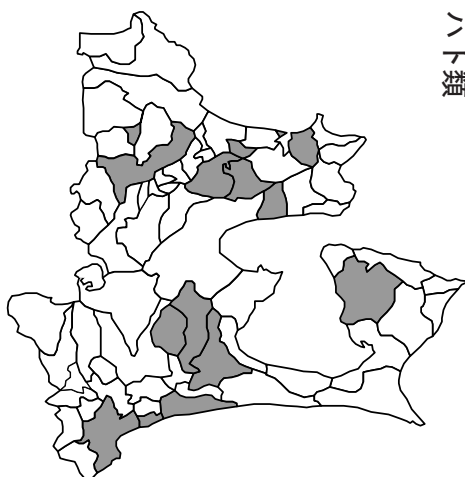
ムクドリ



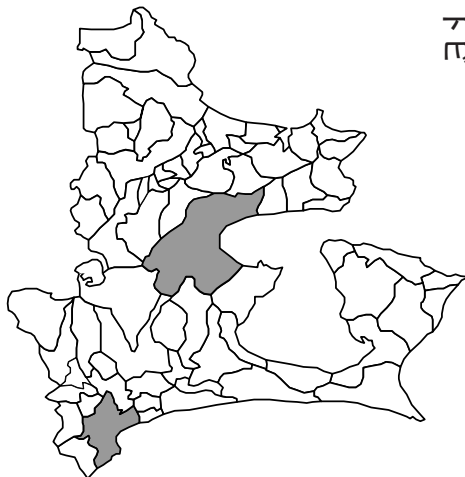
スズメ

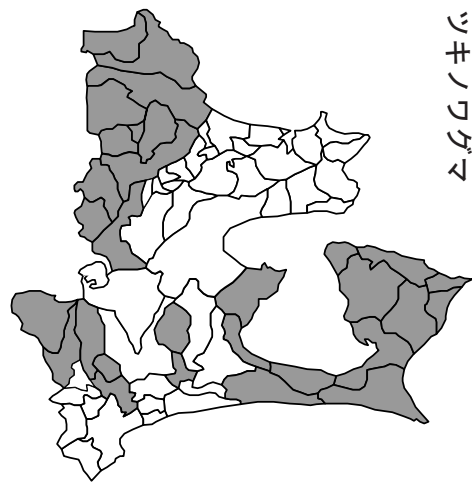
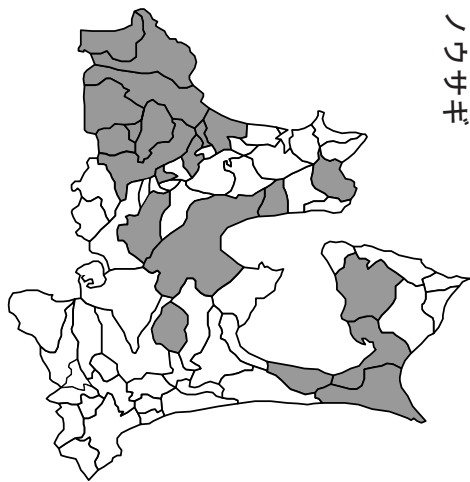
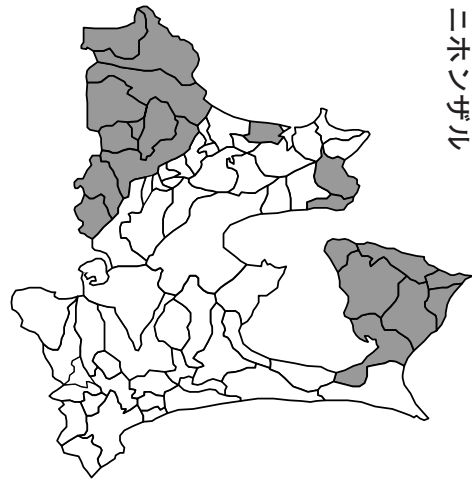
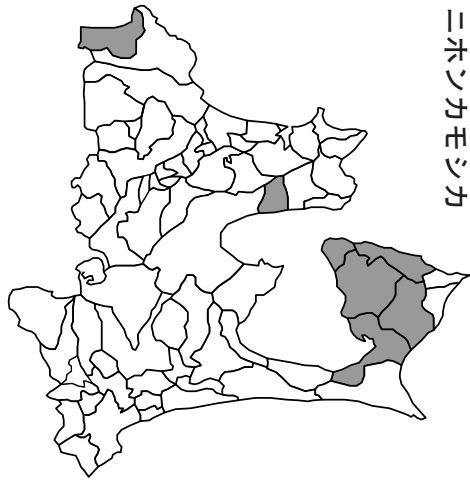


ハト類



トビ





(3) 予察表に係る方針等

予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。
予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。
なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

3 鳥獣の適正管理の実施

(1) 方針

農林作物等への被害、生活環境若しくは生態系へ影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的及び効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第15表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノロクゲ ニホンザル ニホンカモシカ	14～18	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び有害鳥獣捕獲の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、管理計画の策定を行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	

4 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(1) 方針

- ① 有害鳥獣の捕獲は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、被害の実態に即応した適正な実施に努めることとし、生息数の少ない種の鳥獣、鳥獣保護区など生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可については、特に慎重に取り扱うこととする。
- ② 有害鳥獣捕獲を迅速に実施するために、昭和56年からその捕獲許可に係る知事の権限の一部を市町村長に委譲しており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に従って適切に事務が遂行されるときともに、青森県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村長に対して助言するものとする。
- ③ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。
また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処するものとする。
なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。
- ④ 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。また、捕獲物は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体（狩猟鳥獣を除く。）を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続きをするよう指導するものとする。また、捕獲物は、違法な捕獲物と認識されないようにする。特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
- ⑤ 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。
また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認められる場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。